

令和7年度 茨城支部事業報告について



令和8年7月22日
全国健康保険協会茨城支部

1. 事業実施結果－基盤的保険者機能関係（業務グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
1. 基盤的保険者機能の盤石化					
	(Ⅱ)業務改革の実践と業務品質の向上 ①業務処理体制の強化と意識改革の徹底 - 健康保険証とマイナンバーカードの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 - 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 - 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。	◇令和8年1月導入の電子申請サービス開始に向け、協会本部より提供される手順書・マニュアルを勉強会等で周知を図る ◇朝夕のミーティングや指示だしを行い、本処理すべき件数をグループ職員全員が共有を図る。 ◇勉強会を行い、標準化・効率化・簡素化を推進する。また、スキル向上を図る。		◇電子申請サービス運用における研修内容を職員に勉強会を通して周知し、マニュアルに基づいた処理を行いトラブルを発生させないよう努めた。 ◇電子申請サービスの普及に向けて関係団体等に広報活動を実施した。また、茨城県社会保険労務士会に対しては直接訪問し利用促進を図った。 ◇処理状況を記載した資料などをメール等を用いて職員間で状況共有、具体的な指示を行った。 ◇毎週水曜日及び木曜日に勉強会を継続実施	A
	②サービス水準の向上 【KPI】 ①サービス標準の達成状況を100%とする ②サービス標準の平均所要日数7日以内を維持する ③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする - すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービス標準：10日間）を遵守する。 - 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2026年1月に電子申請を導入する。 - 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。	◇業務の標準化、簡素化、効率化を徹底することにより生産性を向上させ、サービス標準の確実な達成（さらに早期化）を図る。 ◇郵送及び電子申請サービスによる申請の広報を実施する。 ◇お客様満足度の向上のため、接客研修の実施等により、電話対応スキルアップを図る。	① SS 100% (全国：100%) ②平均所要日数：5.64日 (全国：5.63日) ③窓口提出率：4.5% (全国：4.2%)	【KPI達成状況】 ① 100%（達成） ② 4.96日（達成） 全国平均5.50日 ③ 3.4%（達成） 全国7位 全国平均 4.0% ◇処理状況を記載した資料などをメール等を用いて職員間で状況共有、具体的な指示を行った。 ①100%を維持 ②所要日数は対前年度比マイナス0.68日と大きく短縮させた。また、全国平均よりも少ない日数となった。 ◇郵送及び電子申請サービスの広報に努めた。 ③窓口受付率は対前年度比マイナス1.1%と大きく減少させた。また、全国平均よりも少ない率となった。 【自己評価】 ・ 業務グループのすべてのKPIは達成することができた	A

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

1. 事業実施結果－基盤的保険者機能関係（業務グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
1. 基盤的保険者機能の盤石化					
	③現金給付等の適正化の推進 ○ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。 ○ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P T（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ○ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ○ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 ○ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ○ 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ○ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。	◇更正・取消対象者がシステムで抽出されてから3ヶ月以内に、併給調整の要否の確認を終えるよう、年金機構等へ早期照会に努める。 ◇保険給付適正化PTを毎月開催する。 ◇海外出産にかかる申請書の審査は、マニュアルに基づき、出産の事実確認書やパスポートなどの提出を求めた。 ◇審査会にて部位ころがしの疑いある施術所、多部位・長期・頻回の多い施術所利用者へ直接患者照会を実施した。 ◇初療の日から6か月を経過した時点で医師の同意書が添付されているか確認。 ◇初回往療料請求時には距離が妥当であるか確認を行う。 ◇1年以上16日以上施術分は「継続理由・状態記入書」を提出させ内容確認を行う。 上記について疑義のあるものについては確認、返戻する ◇被扶養者資格の未提出事業所へ手紙・電話の勧奨を行う。	◇確認書提出率 86.95% (全国88.44%)	◇早期着手、早期調定等に努めた。 ◇保険給付適正化PTを毎月実施することができた。 ◇海外出産の問い合わせ時に丁寧な説明を心掛け、添付漏れを防止させた。 ◇（柔整）不正が疑われる事案は生じなかったが、引き続き柔道整復施術療養費審査会と連携を図り、3部位以上かつ月に10日以上施術の患者に対し照会を行い、不正防止に努めた。 ◇（あはき）不正が疑われる事案は生じなかったが、引き続き審査マニュアルどりの審査を継続し、不正防止に努めた。 ◇未提出事業所に対し手紙・電話の提出勧奨を実施したが、提出率は全国平均に届かなかった。 確認書提出率：81.25%（全国84.33%） 【自己評価】 ・ 給付適正化等の取り組みを毎月定期的に実施できたところではある。しかし、被扶養者資格再確認業務に関しては、実施方法の変更など全国的に提出率が下降したため、改善すべきところは改善し、次年度の提出率向上に努めたい。	B
【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る					

2. 事業実施結果－基盤的保険者機能関係（レセプトグループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
1. 基盤的保険者機能の盤石化					
④レセプト点検の精度向上					
【KPI】					
① 協会のレセプト点検の査定率(※)について前年度以上とする。(※)査定率＝査定(減額)した額÷協会の医療費総額					
② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする。					
○ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ○ 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。 ○ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ○ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。 ○ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ○ システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。					
・社会保険診療報酬支払基金との会議を毎月開催し、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。 ・情報共有や他支部高額査定事例に係る学習会を定期的に開催し、点検の考え方やポイントを共有することにより、点検員のスキルアップを図る。また、高難度の事案等については、外部講師による研修を実施し、理解を深化させる。 ・内容点検員との個別面談を実施し、業績（点検件数、再審査件数、査定件数、査定額、査定率等）について情報共有を行い、方向性について認識を合致させた上で、効果的な点検を実施する。 ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底する。集中的スキルアップに向けた施策の実施。 ・システム改良に対応した効果的効率的な資格点検及び外傷点検を実施する。					
①0.142% (全国0.131%) ②4,499円 (全国9,908円)					
【KPI達成状況】 ①査定率 0.164%（達成）全国 8位 全国平均 0.128% ②1件あたり査定効果額 5,759円（達成）全国 43位 全国平均 10,017円					
【自己評価】 ・基金との定例会前に、点検員全員で協議内容の再確認を実施し、情報共有を行った結果、査定効果額向上につながった。 - また、支部間審査差異の事例に対し、他支部の審査状況や査定根拠を粘り強く協議した結果、高額かつ大量の査定の結果が付き、査定率・1件当たり査定額ともに達成する要因となった。 ・月次の学習会を行った結果、点検員間で情報共有の機会が増えスキルアップにつながった。また、ベテラン点検員が新人の育成に全面的に協力してくれたことで、新人点検員のスキルが向上した。 ・支部独自研修を外部専門業者に委託し、開催。知識の習得を図ることができた。 ・個別面談において、再審査結果のデータから支部全体及び個々の成績を分析の上、各点検員に対し点検傾向を示し、効率的な点検につなげることができた。 ・自動点検について、メンテナンス担当者を中心に検討会を行い、全員でメンテナンス内容の共有を図り、効率的な点検を実施することができた。					
【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る					
A					

2. 事業実施結果－基盤的保険者機能関係（レセプトグループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
1. 基盤的保険者機能の盤石化					
	⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化【KPI】 ① 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする。 ○ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実に実施する。 ○ 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 ○ オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。	・債権回収対策会議において、情報共有を図るとともに、高額債権や困難事例については、積極的に対応策を協議する。 ・債務者に対して早期に保険者間調整を案内し、積極的に活用することにより、債務者の負担軽減を図るとともに確実な債権回収を図る。また、業務上を理由とする返納金について、労働基準監督署と調整の上、確実な納付につなげる。 ・住所不明者について、関係機関への住所照会や自治体への住民票調査を定期的に実施し、住所の把握に努める。 ・年金（老齢・障害）との調整により発生した返納金について、調定前に対象者に説明し理解をいただくことにより、確実な納付につなげる。 ・定期的に文書催告及び電話による納付勧奨を実施するとともに、弁護士名を活用した督促を実施。反応が無い債務者等については、費用対効果を踏まえたうえで法的手続きを実施し回収率の向上を図る。	64.74% (全国66.20%)	【KPI達成状況】 70.84%（達成） 全国 25位 全国平均63.70% ◇ 債権回収率 全債権36.00%（現年度49.77% 過年度22.29%） 返納金52.67%（現年度70.70% 過年度22.55%） 【自己評価】 ・債権管理回収対策会議を毎月開催し、進捗管理を徹底。また、高額債権に特化した対策会議を開催。対応策を検討の上、戸別訪問等を実施し、早期に対応したことが回収率の向上につながった。 ・住所不明者について、定期的に年金機構への住所照会を実施。機構への住所照会後も、住所が不明な者については、自治体への住民票調査や相続人調査を行い、催告につなげることができた。 ・年度内完納を意識した保険者間調整の積極的な案内及び保険者間調整の届出用紙が未提出となっている者への電話催告を定期的に実施した結果、回収率の向上につながった。 ・2回目催告時や高額な債権等に対して、弁護士名催告を活用し、回収率の向上につながった。 ・調定前のレセプト点検エラーの段階で高額債権を把握し、早期に医療機関への請求替を依頼することで返納金債権を減少させることができた。	A
【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る					

3. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（保健グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
	(Ⅱ) 健康づくり				
	<データヘルス計画> 《目標》 特定保健指導該当率を6年後（令和11年度）に1.5%減少させる。（令和4年度21.6% → 令和11年度20.1%） 1. 健診 ・業種別、二次医療圏別に生活習慣病予防健診実施率等が低い事業所に対する利用勧奨に関するパンフレットを配布する ・業種別、二次医療圏別に生活習慣病予防健診の実施率が低い業種を対象として、健康度カルテ及び事例集等を用いて訪問による利用勧奨を実施する ・業界団体や県、保健所及び市町村と連携して、生活習慣病予防健診実施率等の情報共有並びに同健診実施率等の向上に資する広報を協働して実施する 【自己評価】 (3) 被扶養者の特定健診 ・自治体のがん検診と共同で実施する集団健診のほか、協会主催の集団健診の実施拡大（9市町15会場から県西及び鹿行地域を新たに追加し、18市町34会場）する等して受診率向上を図り、前年を上回ったが、KPIは未達成となった。 ・また、健診機関主催の集団健診の受診勧奨についても強化を行い、従来の封筒ではなく圧着式のDMを作成する等、工夫しすることで実施数の拡大につなげることができた。	<事業計画> ① 保健事業の一層の推進 i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ② 生活習慣病予防健診受診率、事業者健診データ取得率及び特定健診実施率の向上 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診実施率：61.8%以上 ② 事業者健診データ取得率：9.2%以上 ③ 被扶養者の特定健診実施率：30.9%以上 ・生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、健診・保健指導カルテ等を活用した受診勧奨を実施するとともに、生活習慣病予防健診実施率等が低調な健診機関を訪問し、意見交換等の連携強化を通じて同実施率等の向上を図る。 ・生活習慣病予防健診の実施の向上のためには、アクセスしやすい健診環境の整備も重要な点であることから、同健診の委託契約を締結していない健診機関を積極的に訪問のうえ、報奨金（インセンティブ）事業による経営効果等を踏まえた契約締結の働きかけを強化する。 ・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。 ・生活習慣病予防健診委託機関における実績を向上させるため、報奨金（インセンティブ）事業による経営効果等を積極的に周知する。 ・市町村のがん検診と特定健診を同時実施することによる受診率向上の効果を最大限に発揮するため、茨城県内の全市町村において、これらの検診（健診）を同時実施する。 ・被扶養者の利便性やニーズ（オプション検査等）に沿った協会単独の集団健診を実施し、新たな受診者層の開拓を推進する。	生活習慣病予防健診実施率 56.9% （全国34位） 受診者数 173,948人 事業者健診データ取得率 8.3% （全国20位） 受診者数 25,481人 特定健診実施率 28.1% （全国32位） 18,358人	【KPI達成状況】 (1) 生活習慣病予防健診実施率 58.8%（全国33位 / 全国平均59.7%） 受診者数 183,054人 (2) 事業者健診データ取得率 9.3%（全国17位 / 全国平均7.8%） 受診者数 28,810人 (3) 被扶養者の特定健診実施率 28.2%（全国35位 / 全国平均29.4%） 受診者数 17,834人 【自己評価】 (1) 生活習慣病予防健診受診率 ・健診機関との新規委託契約をとり契約健診機関は77機関に拡大（前年75機関）。また、生活習慣病予防健診を利用していない事業所へ「出張会場健診」の勧奨文書の発送や、施設のリニューアルオープンをした契約健診機関等を中心に受診者数の実施拡大に向けた働きかけを行った。 その結果、受診者数については前年を8,518名も大きく上回ることができたが、KPIは未達成となった。 ・また、令和8年度から新たに始まる人間ドック健診の実施機関についても、県内で30機関と契約を締結することができ、契約健診機関の申請割合は全国10位と高い結果となった。 (2) 事業者健診データ取得率 ・外部業者を活用して事業者健診データを取得する事業の規模を拡大して実施した結果、受診者数は、前年を3,330人上回り、KPI達成。 ・また、新たな取組として医療業の健診結果の取得率が低調であったため、茨城県庁と連携して病院の保健所立入検査の際に、健診の実施状況の確認と併せて事業者健診結果取得について勧奨を実施してもらい、岩盤層の掘り起こしに繋げることができた。	C
	【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る				

3. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（保健グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
	(Ⅱ) 健康づくり				
	<データヘルス計画> 《目標》 特定保健指導該当率を6年後（令和11年度）に1.5%減少させる。（令和4年度21.6% → 令和11年度20.1%） 2. 特定保健指導 - 健康宣言事業所や二次医療圏の中で、行動変容の期待値の高い動機付け支援対象者に対する利用勧奨並びに生活習慣改善に資するパンフレットを送付する - 特定保健指導実施率の低い業種や二次医療圏を対象として、健康度カルテ及び事例集等を用いて訪問による利用勧奨を実施する - 業界団体や県、保健所及び市町村と連携して、業種ごとの特定保健指導実施率等の情報共有並びに同実施率の向上に資する広報を協働して実施する - 特定保健指導実施率が他の二次医療圏に比して実施率が低い同医療圏に所在する医療機関を対象に、新規委託契約のための訪問勧奨を強化する。また、すでに委託契約を締結している医療機関への訪問活動を拡充し、同機関のスキルアップ並びに定期的な進捗管理を実施する	<事業計画> ③ 特定保健指導の実施率及び質の向上 【KPI】 ①被保険者の特定保健指導の実施率：20.8%以上 ②被扶養者の特定保健指導の実施率：10.5%以上 - 特定保健指導の利用案内を増加することによる実施率向上を図るため、2022年度に策定した標準モデルに沿った同指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 - 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、効果的・効果的な利用勧奨を実施する。 - 特定保健指導の実施率等が低調な健診機関を選定、訪問のうえ、意見交換等の連携強化を通じた同実施率等の向上を図る。 - 特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。 - 特定保健指導の実施率の向上のためには、健診受診日当日の初回面談が効果的であることから、同指導の委託契約を締結していない健診機関を積極的に訪問のうえ、報奨金（インセンティブ）事業による経営効果等を踏まえた契約締結の働きかけを強化する。 - 外部委託の更なる推進を図るため、健診機関における健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、効率性の高いICT面談を活用した専門機関における特定保健指導枠を拡充する。 - 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。 - 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、	被保険者実施率 16.7% (全国39位) 実施者数 7,102人 被扶養者実施率 4.6% (全国47位) 実施者数 93人	① 被保険者の特定保健指導の実施率 18.5% (全国35位 / 全国平均21.7%) 実施者数 8,277人 ② 被扶養者の特定保健指導の実施率 3.9% (全国47位 / 全国平均19.9%) 実施者数 99人 【自己評価】 ① 被保険者の特定保健指導の実施率 - 協会保健師による保健指導（直営）の他、専門機関及び健診機関での保健指導（委託）を実施。前年度より1.9%増の実績を得ることができ、実施者数についても、1,000人以上増となったが、KPIは未達成。 - 具体的な取組として、健診機関での保健指導の実績を向上するため、実績が低調な契約機関に対して訪問等を行い、全国の好事例集等をもとに健診機関の課題解決を図り、実施数の拡大の働きかけを行った。 - また、新規の契約機関の獲得に向け、働きかけを行った結果、令和8年度においては35機関と契約締結ができ、10機関拡大することができた。 ② 被扶養者の特定保健指導の実施率 - 被扶養者の特定保健指導については、当年初回面談が実施できる「協会主催の集団健診」がポイントとなるため令和7年度においては、18市町34会場に拡大し実施したが、中断率が高かったため対前年度1.2%ポイント増でKPIは未達成となった。 - 令和8年度においては、引き続き協会主催の集団健診の実施を拡大することと、健診機関が実施する特定保健指導の中断率を減少させる対策を行っていく。	C
	【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成 C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る				

3. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（保健グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
	(Ⅱ) 健康づくり				
	<データヘルス計画> 《目標》 特定保健指導該当率を6年後（令和11年度）に1.5%減少させる。（令和4年度21.6% → 令和11年度20.1%） 3. 重症化予防 ・二次勧奨対象への文書勧奨に活用しているパンフレットを一部グラフ化するなどわかりやすく明示し、対象者の検査数値を「自分ごと」に捉えられるようなものを作成する。 ・令和7年度以降、早期受診勧奨は受診行動に効果的であるため、医療機関が受診者へ送付する健診結果に茨城県医師会と連名で作成したパンフレットを同封する。 また、健診当日に血圧が160/100mmHgの者に対して健診機関が直接パンフレットを渡すなどの仕組みを構築する（0次勧奨）	<事業計画> ④重症化予防対策の推進 【K P I】 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く ・被保険者及び被扶養者を対象とした未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。また加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、外部有識者の研究成果を踏まえ、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を拡充する。 ・その他、メタボ予備群に対するメタボ流入抑止及び特定保健指導未実施者対策のため、生活習慣の改善を促す冊子を作製のうえ、広く周知する。	健診受診月から10か月以内受診者割合 32.6% （全国35位）	【KPI達成状況】 健診受診月から10か月以内受診者割合 33.0%（全国37位 / 全国平均34.2%） 【未治療者への受診勧奨】 ○ 一次勧奨（本部対応）後、より詳細な解説等を記載したチラシ等による文書による二次勧奨を実施。 ○ 重症域者には電話勧奨も併せて実施。 文書勧奨 11,484件 電話勧奨 1,844件 【自己評価】 ・令和8年度においては7年度実績値33.0%以上を達成するため、支部にて実施する二次勧奨について、外部委託を活用し、勧奨文書の発送および電話勧奨を実施する。 ・加えて、健診機関からの受診勧奨の実施についても、働きかけを行っていく。 ・重症化予防に関する広報やインセンティブ項目と関連した広報啓発などを実施する。	A

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成 C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
	(Ⅱ) 健康づくり				
	<データヘルス計画> 《目標》 特定保健指導該当率を6年後（令和11年度）に1.5%減少させる。（令和4年度21.6% → 令和11年度20.1%） 4. コラボヘルス ○ 職員による事業所訪問、関係団体との連携、広報強化等を図る。 ○ 令和8年度中に全国で完了を目指している基本モデル（標準化）の取込みについて、令和6年度中の完了を目指し、文書や電話、訪問等による勧奨を実施する ○ 健康宣言事業所の中で特定保健指導に着目し、実施率が低い事業所に対し、特定保健指導を受けてもらえるよう勧奨するとともに、事業所カルテ等送る際に危機感を持ってもらえるような文書等を同封する ○ 業態や地域により健康度の差異が見られるので、分析データ等を活用した広報を実施し、該当者の意識・行動変容を促す	<事業計画> ⑤コラボヘルスの推進 【K P I】 健康宣言事業所数を1,800事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 ○ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ○ 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。 ○ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 ○ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。 ○ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。	◇宣言事業所数 累計：1,889事業所	【K P I 達成状況】 2,401事業所（達成） - 健康宣言事業所への特典 健康測定器具レンタル 255回 健康セミナー 15回 お口の健康教室 6回、お薬と健康教室3回 メンタルヘルスケア研修 5回 熱中症講座 58回 - 事業所カルテの発送（1,140件発送） - 商工会議所と連携について、茨城支部はモデル支部に選定され、茨城県内8商工会議所と連携し、常議員会等での経営者の集まりでの発信、広報・イベント等各種連携を実施。その後支部と商工会議所が連携して、健康経営を推進した事例を日本商工会議所の委員会で事例発表 - 茨城県トラック協会と健康づくりの推進に向けた包括的連携協定を締結。 - 保険会社等のセミナーでの発信。 - 茨城県と連携したワークショップ及びセミナー開催。 - 茨城支部全体での宣言勧奨実施。 - 健康経営事例集の刷新。 - 健康宣言リーフレットの刷新。	S

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
(Ⅲ) 医療費適正化					
①医療資源の適正使用					
i) ジェネリック医薬品の使用促進					
○ 協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年3月診療分で83.6%と、80%以上の水準まで達している。使用割合が80%以上の当支部では、この水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。 ○ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を検討する。 ○ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう広報等に取り組むとともに、茨城県や茨城県薬剤師会、他の保険者等と連携した取組により加入者に対する効果的な働きかけを行う。 ○ 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意見発信を行い、茨城県内の関係団体と連携しジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ○ 地域別や薬効分類別の使用割合を分析し、県、関係団体等へ意見発信するなど、効果的な働きかけを行う。 ○ 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、広報誌等様々な機会を捉えて積極的に広報を実施する。	【KPI】 ①ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする。 ※医科、D P C、歯科、調剤レセプトを対象とする ②バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する ・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、茨城県や茨城県薬剤師会、他の保険者等と連携した取組により加入者に対する効果的な働きかけを行う。 ・ 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意見発信を行い、茨城県内の関係団体と連携しジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ・ 地域別や薬効分類別の使用割合を分析し、県、関係団体等へ意見発信するなど、効果的な働きかけを行う。 ・ 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、広報誌等様々な機会を捉えて積極的に広報を実施する。	◇ジェネリック医薬品使用割合 89.0% （全国平均 89.1%）	【KPI達成状況】 90.0%（令和8年1月診療分） 32位 全国平均90.2% ・ ジェネリック医薬品使用促進広報としてWEB媒体やポスター広告を実施。ポスターは茨城県、健康保険組合連合会茨城連合会、水戸市と連名による広報を実施（Youtube動画広告、Tver、Yahoo！広告、つくばエクスプレス車内ポスター広告、茨城交通バス車内ポスター広告、マイムビルビジョン広告） ・ 医療機関、調剤薬局へのポスター配布。（医療機関・薬局計 1,916件） ・ ラッピングバス広告の実施（茨城交通） ・ 見える化ツールを各医療機関・薬局に送付。（医療機関・薬局計 1,916件） ・ 茨城県後発医薬品使用促進検討会議、ワーキンググループ会議に参画し意見発信	【自己評価】 ・ジェネリック医薬品使用割合は令和8年1月時点90.0%（全国平均90.2%）で目標である89.0%達成ベース。 ・WEB媒体や関係団体と連携して交通機関を活用した広報を実施した。	B
ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ○ 国の方針（※1）を踏まえ、2024（令和6）年度パイロット事業の取組結果をもとに、より効果的な事業の実施を検討する。（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上を目指す」	・協会けんぽの全国のレセプトデータを用いて、バイオシミラーの使用状況に関する全体分析レポートの作成し、バイオシミラーの使用状況を、各都道府県・二次医療圏ごとのレポート、医療機関ごとのレポートを用いて医療機関への情報提供および意見交換の実施する。	・茨城県や茨城県病院協会、茨城県病院薬剤師会、茨城県医師会、茨城県薬剤師会などの各関係団体に訪問し、バイオシミラー使用促進事業に関する説明を実施。 ・県内の3医療機関を訪問し、現在のバイオシミラー切り替え状況に関する情報交換および意見交換を実施。	【自己評価】 ・関係団体へ5機関、医療機関へ3機関訪問しバイオシミラー切り替え状況に関する情報交換および意見交換を実施した。		
【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る					

4. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	①医療資源の適正使用（続き）				
	iii) 上手な医療のかかり方 ○ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ○ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 i) ～ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。	○ 各種媒体を活用した広報を展開する。 ○ 複数医療機関を受診し、多剤を服用している加入者に対して、多剤服薬通知書を送付し服薬指導による健康被害の抑制、残薬・重複処方の軽減による健康寿命の延伸、およびかかりつけ医や薬剤師を持つことの意義、マイナ保険証を利用することで重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクが減少することの周知・啓発を実施		・ 上手な医療のかかり方に関する記事掲載：納告チラシ（1月）メルマガ（2月） ・ HP掲載 ・ 多剤服薬による有害事象発生リスクがある2,783人に対し通知文書を送付。その後効果検証を行い、391人の対象者が有害事象が改善されたとみられた。	B
	②地域の医療供給体制等へのデータを活用した意見発信				
	i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ○ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 ○ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。	○ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ○ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。	鹿行圏域で意見発信	・ 日立医療圏 地域職域推進協議会において特定健診・特定保健指導の実施状況及び、業種別のリスク状況の分析結果について報告を行った。 ・ 筑西・下妻地域医療構想調整会議においての現状と課題、及び協会けんぽ加入者の二次医療圏別患者疾患流出状況について意見発信を行った。 【自己評価】 ・地域医療構想調整会議で被用者保険代表として意見発信を行った。	B
	③インセンティブ制度の実施及び検証				
	○ 2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ○ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。	○ インセンティブ制度全般に関する周知と、茨城支部として特に強化して広報を進める事項について検討し、各種媒体を活用した広報を展開する。		・ インセンティブ記事掲載：納告チラシ（3月）、メルマガ（2月） ・ HP掲載 【自己評価】 ・定型広報を中心に、インセンティブ制度広報を実施。	B
	【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る				

10

4. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	(IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進				
	○協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要である。 ○このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、本部が策定する協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」及び、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を踏まえ、支部広報計画を策定し、実施する。 ○具体的には ① 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ② テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③ 本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ連携して広報を実施する ④ 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ○「令和7年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得たいよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 ○ホームページについては、利用者目線で改善を図るとともに、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、ホームページの全面リニューアルに向けた作業を着実に実施する。また、協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 ○広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けられることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。	・納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険いばらき等により定期的に広報を行うほか、加入者にとってわかりやすいホームページ作成による情報発信の強化を図る。 ・各種広報誌への広告記事掲載、市町村広報誌、リーフレット・ポスター等を活用した広報の実施 ・支部の事業に関するプレスリリースを行い、マスメディアを通じた広報を行うなど新聞、ラジオCM、インターネット等のメディアを活用した広報展開 ・公共交通機関を活用した広報展開 ・健康イベントへの参加による協会事業のPR		・広報委員会を毎月実施。支部全体で広報施策、広報内容について検討。 ・LINE広報（月2回配信） ・令和7年度末時点メールマガジン配信数6,659件（前年度末6,318件） ・納入告知書同封チラシ「月刊協会けんぽいばらき」、社会保険協会の会報誌「社会保険いばらき」を活用した定期的な広報 ・健康づくりサイクルの総合広報として、WEB(Youtube、Tver)、ラジオ（CM）、新聞広告、水戸駅デジタルサイネージ等実施。 ・茨城県広報誌「ひばり」、経済4団体広報誌、市町村広報誌等を活用した保険料率案内 ・健康保険委員向け広報誌「健康保険委員だより」の定期的な広報（四半期に1回） ・事務手続き冊子「協会けんぽガイドブック」を6月に健康保険委員事業所に配布 ・乳幼児世帯向けに上手な医療のかかり方に関する冊子を送付（毎月） ・プレスリリース等、茨城支部からの働きかけにより、茨城新聞に記事を2件（トラック協会との協定式・大場小学校での健康教室）掲載。 ・茨城新聞の「週刊茨城こども新聞」に毎月第4週金曜日に健康や医療に関する協会けんぽの記事を掲載 ・筑波経済月報に記事を不定期掲載 ・水戸市立大場小学校の5,6年生に対し、塩分摂取量をテーマに健康教育を実施 ・支部の事業に関する総合広報として、エフエムがしま、なめがたテレビに支部職員が出演	A

【自己評価】

・広報施策に重点的に取り組み、保険者機能強化予算を活用した広報を実施することで協会けんぽの認知度向上を図った。

・LINE広報を月2回配信。

・支部移転に係る広報を実施。

・マスメディアを通じた情報発信として茨城新聞社の協力によるこども新聞での連載など、今後も取り組みを強化していく。

・商工会議所を中心とした経済団体、県、水戸市等関係団体と顔の見えるネットワークを構築。

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	(IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進				
	○ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。 ○ 生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 ○ 関係団体との積極的な連携を図り、具体的な事業展開を図る。 ○ 保険者協議会の活性化（保健事業の推進に向け積極的に保険者間の連携を図る） ○ 茨城県・水戸市を始めとする覚書締結団体と積極的に事業連携を図る。 ○ その他、日本年金機構、厚生局、支払基金、地方自治体、各保険者等との連携を強化し、効率的・効果的な事業運営を推進する。	【KPI】 ①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を61.6%以上とする。 ②SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う ③健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする。 【具体的な取組み】 ・ターゲットを絞った勧奨を実施し、健康保険委員の委嘱拡大を図る。 ・四半期ごとに健康保険委員向けの広報誌等を送付し、加入者や事業主へ定期的な情報提供を行う。 ・社会保険委員、社会保険協会及び日本年金機構と連携し、委員表彰式を開催する。	◇被保険者カバー率 61.6% (全国平均 54.18%)	【KPI達成状況】 1) 62.71%（達成） 18位 全国平均 55.36% 健康保険委員数 8,738名（3月末） 2) 7,796事業所（達成） 前年度末7,381事業所 ・ 文書、訪問等による勧奨、健康宣言事業所担当者への委嘱実施 ・ 健康保険委員向け広報誌「健康保険委員だより」の定期的な広報（四半期に1回） ・ 委員限定「健康保険委員研修会」をオンライン実施。（オンデマンド配信） ・ 令和7年11月18日年金委員・健康保険委員表彰式開催 大臣表彰 0名 理事長表彰 6名 支部長表彰 16名 ・ 茨城医学会総会シンポジウムにパネリストとして出席。 ・ 関係団体との連携については、コラボヘルスの欄に掲載。	A
	【自己評価】 ・ 健康保険委員委嘱単独勧奨と健康宣言事業所勧奨を効率的・効果的に行った結果、委嘱者数が伸び、健康保険委員委嘱事業所の被保険者数の割合（カバー率）、前年度末事業所数の目標を上回った。				

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－組織体制関係（企画総務グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備					
	(I) 人事・組織に関する取組				
	① 人事制度の適正な運用	○ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。		人事評価制度については、グループ長補佐以上を評価者とし、目標設定や達成状況の確認について個別に面談を行うなど、人事評価制度の適正な運用を行った。	A
	② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成	○ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、本部が実施する役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ○ その他、支部のそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、本部が実施する受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。		全職員対象に以下の研修を行った。 メンタルヘルス研修、ハラスメント研修、個人情報保護研修、ビジネススキル研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修、リスク管理研修	
	③ 働き方改革の推進	○ すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。 ○ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ○ 年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。		支部内に設置した働き方改革作業部会において、働き方改革に繋がる討議、提言を行った。	
	④ 風通しのよい組織づくり	○ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際の討論の場などで、職員同士の様々な意見交換や情報交換を積極的に行い、課題の把握力及び解決力の強化に努める。		支部の課題の解決を目的に設置した各種作業部会において、グループを横断した職員が広く参加して議論し、支部の業務改革、職員のスキル向上、働き方改革推進等を図った。	

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－組織体制関係（企画総務グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備					
	(Ⅱ) 内部統制等				
	①内部統制の強化	○ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。 ○ 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。		・ 協会全体でリスク予防措置取組を実施。 ・ 事故、物品破損等事案の発生 年度累計：4件 ・ 事務処理誤り 年度累計：12件 ・ 情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修実施 ・ コンプライアンス委員会、個人情報保護委員会実施（8月）、リスク管理委員会（コンプライアンス委員会と個人情報保護委員会を統合）実施（3月） ・ 安否確認システムを活用した訓練を年2回実施	C
	②個人情報の保護の徹底	○ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ○ 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。			
	③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底	○ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ○ コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ○ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。		【自己評価】 ・ 事務処理誤り件数が前年度28件から12件に減少したものの、未だ多く発生している。	
	④災害等の対応	○ 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。 ○ 本部の指示に基づき業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 ○ 事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図			
【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る					

4. 事業実施結果－組織体制関係（企画総務グループ）

項目	令和7年度事業計画	具体的な取り組み	6年度実績	令和7年度実施結果	自己評価
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備					
	（Ⅱ）内部統制等 ⑤外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備 ⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等	○ 事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。 ○ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ○ 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ○ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ○ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。	・一者応札割合12.5% ・一者応札件数2件	【KPI達成状況】 10.0%（達成） ・ 一般競争入札 10件 一者応札 1件 → 一者応札割合 10.0% 【自己評価】 ・ KPIを達成した。	A

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る